

下水道事業経営戦略の概要

(平成 29 年度～平成 38 年度)

■策定の背景

国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(第 3 章 経済・財政一体改革の取組)において、地方財政の厳しい状況を踏まえ、3つの公営企業改革項目が打ち出された。

①公営企業の全面的な見える化

- ・新会計基準による予算・決算の実施
- ・地方公営企業法適用の拡大……………H32 年度～(下水道事業会計移行予定)
- ・「経営比較分析表」の策定・公表……………H26 年度決算～

②公営企業の抜本的な改革の検討の推進……………(事業の廃止、民営化や広域化等の検討)

③「経営戦略」の策定推進【今回策定】

- ・H26.8 総務省通知 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」通知
- ・H28.1 総務省通知 普通交付税措置されている高資本対策については、経営戦略の策定が要件化された。H28 年度中に策定、公表しないと H29 年度から交付税措置がされなくなる。

(交付税影響額 209,917 千円)

計画期間 平成 29 年度から平成 38 年度 (10 年間)

対象事業 「公共下水道事業」「農業集落排水事業」「特定環境保全公共下水道事業」

■経営の基本方針

下水道事業を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少の課題があり、豊かな自然環境を維持するため効率的に下水道整備、施設の維持管理を進め、将来にわたって安定的に事業を進めていくため 10 年間で計画期間とし経営戦略を策定しました。

○経営の健全化

- ・上下水道経営審議会からの答申を受け経営健全化を目指します。
- ・下水道使用料の市民負担の公平性を図るため定額制廃止を実施します。
- ・H32 年度から地方公営企業法適用を行い独立採算制を確保し適正な料金の検討を行います。
- ・処理場施設の包括的民間委託を調査研究し、維持管理費の経費削減に取り組みます。
- ・未接続者を対象に戸別訪問を実施し、水洗化率向上及び料金収入増を図り、街頭啓発活動、広報誌やホームページにより水洗化促進を図ります。

○効率的な下水道整備

- ・下水道整備は 10 年概成のため平成 37 年度整備完了を目指します。
- ・リニア中央新幹線の開業を見据えた下水道整備を実施します。
- ・地域の実情や地形等を考慮し合併処理浄化槽による水洗化も視野に入れ、柔軟な対応を検討します。

○長寿命化計画策定

- ・老朽化した管渠や処理場等の更新を計画的・効率的に進めるためには、更新時期を分散することにより、将来見込まれる更新投資額を平準化する必要があります。このため施設等の長寿命化計画を策定し、適切な維持管理を行います。

○効率的な汚泥処理

- ・各処理場から発生する汚泥は、別々の処理形態で処理・処分されていますが、減量化・資源化エネルギー利用等の観点から中津川市にとって最良で最適かつ効率的・経済的な汚泥の総合的処理を検討します。

■計画期間の目標値

会計	項目	平成 29 年度末	平成 38 年度末	経営戦略
公共	経費回収率	95.6%	109.1%	資料 2-1 P10
	企業債残高	77.9 億円	64.3 億円	資料 2-1 P10
	一般会計繰入金	8.9 億円	5.3 億円	資料 2-1 P9
農集	経費回収率	65.0%	71.8%	資料 2-2 P12
	企業債残高	40.3 億円	9.5 億円	資料 2-2 P12
	一般会計繰入金	5.2 億円	3.8 億円	資料 2-2 P11
特環	経費回収率	68.2%	69.6%	資料 2-3 P12
	企業債残高	98.1 億円	31.1 億円	資料 2-3 P12
	一般会計繰入金	10.9 億円	9.6 億円	資料 2-3 P11

■「収支計画」について

①投資についての説明

- ・管渠整備の 10 年概成により平成 37 年度完了を目指します。
- ・中津川市浄化管理センター改築更新工事(平成 26 年度～平成 30 年度)
- ・坂本浄化センターの 2 系目増設工事 (平成 30 年度～平成 33 年度)
- ・管渠の耐震補強を目指した管更生 (平成 30 年度～)
- ・汚泥乾燥施設建設工事 (平成 31 年度～H33 年度)
- ・各処理場の長寿命化計画策定及び改築更新 (農集・特環)

②財源についての説明

- ・管渠整備、改築更新等において国庫補助金を確保します。
- ・使用料の適正化を図った定額制廃止による増収を見込んでいます。
- ・中核工業団地、リニア関連等の増収を見込んでいます。
- ・「返す以上に借りない」を原則とし償還残高の削減を図ります。
- ・繰入金は繰出基準に基づいた基準内繰入（元利償還にあてる繰入金）と基準外繰入（繰入基準に認められない元利償還と維持管理費）です。繰入金の減少は見込んでいますが、污水处理費を使用料収入で賄えていないため一般会計からの繰入金に依存している状況です。

③計画に未反映の今後検討予定の取組事項

- ・平成 32 年度地方公営企業法適用移行により、公営企業として独立性を確保するため適正な料金の検討を行います。

■事後検証に関する事項

- ・毎年度、経営戦略の進捗管理（モニタリング）を行い、地方公営企業法適用に移行する平成 32 年度に見直し（ローリング）を行うことにより、本経営戦略の更新を行います。
- ・平成 32 年度から公営企業法適用により経営状況が明確化されることから、経営審議会での経営戦略の見直しを行います。また、各種経営指標の動向にも留意し経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営及び財政の条件が大幅に変更となった場合も見直します。
- ・地方公営企業会計として独立性を確保するため適切な料金設定について検討します。